

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成9年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第2条、第3条、第5条、第6条、第13条第1項及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p><u>4 センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における前条に規定する事項については、同条の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。</u></p>	<p>(指定管理者による管理の基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第2条、第3条、第5条、第6条、第13条第1項、<u>第14条及び前条</u>の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。